

令和3年9月14日

赤磐市立幼稚園 保護者 様
赤磐市立小中学校 保護者 様

赤磐市教育委員会
教育長 土井原 康文

まん延防止等重点措置の適用による新型コロナウイルス感染症
拡大防止等に向けて(お願い)

平素より、学校園の教育活動にご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝いたします。
さて、岡山県では、緊急事態宣言が解除になりましたが、9月13日(月)～9月30日(木)までの間、まん延防止等重点措置が適用され、赤磐市も措置区域となりました。

つきましては、まん延防止等重点措置の期間中は緊急事態宣言中と同様の対応を基本とします。引き続きご家庭と学校園が一丸となつての感染症拡大防止の取組となりますようご理解、ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

あわせて、誰でも感染する可能性がある新型コロナウイルス感染症です。人権へ配慮し、偏見や差別につながる行為は絶対に慎むようお願いいたします。

記

- 1 感染力が強いとされるデルタ株においても、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染予防対策が有効とされています。学校園では、引き続き徹底を図ります。ご家庭でも、感染症対策についてお子様と再確認してください。
- 2 ご家庭においては、毎日のお子さまの健康観察を確実にを行い、体調の変化を見逃さないようにしてください。
もし、風邪症状等がある場合には、かかりつけ医等を受診し、登校・登園を控えるようお願いいたします。また、同居の家族等に風邪症状がある場合には、本人に症状がなくても登校・登園を控えるようお願いいたします。(出席停止の扱いとなり、欠席にはなりません。)
登校・登園後に風邪症状により早退となる場合は、市内幼稚園、小中学校に在籍している兄弟も早退となりますので、ご理解ください。

本件担当課 赤磐市教育委員会 学校教育課
電話 086-955-0972